

平成27年度
年度計画

平成27年4月1日～平成28年3月31日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学

公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成 27 年度年度計画

第 1 年度計画の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 目指すべき教育の方向

- ① 教養科目について、引き続き学生によるカリキュラム評価のためのアンケートや、教員による評価を行い、必要に応じて授業内容や展開の工夫が図れるようにする。
- ② 教員が 24 年度カリキュラムに沿って適切に運用しているが、引き続き進行状況を評価し、教育内容の充実を図る。
- ③ 専門科目について、引き続き、現場の卓越した専門職等を必要に応じて活用するなど、教育内容の充実を図る。
- ④ 引き続き、シミュレーション教育などについての教員の研鑽を進め、平成 26 年度に更新あるいは新規購入した技術教育用の機器・機材などを有効に活用して教育の充実を図る。
また、卒業時の技術習得の状況の評価や学生の授業評価を踏まえ、技術教育の内容・方法のさらなる充実を図る。
- ⑤ 教育理念・教育目標と授業の関連を意識して授業が実施できるよう、教員へより一層の浸透を図るとともに、各科目の授業の初めに、教育目標と授業の関連を学生に周知するなど、学生への浸透を図る。
- ⑥ 平成 26 年度に大学院を開設した。(実施済み)
設置 2 年目を迎えて、設置目的や教育目標に沿った教育の定着を目指して教育内容の充実や運営に注力する。
- ⑦ 平成 24 年度に助産学専攻科を開設した。また、学部教育の中で行ってきた助産師教育は、26 年度をもって終了した。(実施済み)
- ⑧ 看護師及び保健師養成教育について、24 年度カリキュラムに沿って教育を進める。
平成 27 年度は、看護学科の教育課程において保健師教育の選択制がスタートするため、円滑な実施に向けて教育体制を整え運営する。

(2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ① 引き続き、平成 24 年度から開始した新カリキュラムを 25 年度からの定員増も踏まえ適切に運用するとともに、21 年度カリキュラム適用の学生に不利が生じないように配慮する。

② 引き続き、24年度改正カリキュラムに沿って教育を進める。

平成27年度は、看護学科の教育課程において保健師教育の選択制がスタートするため、円滑な実施に向けて教育体制を整え運営する。

③ 平成22年度に設置し26年度から常設化したカリキュラム検討委員会において、カリキュラム評価を継続するとともに、教務委員会、FD委員会との協力のもとに科目間連携や教育内容の調整などを行う。

(3) 教育方法の改善

(ア) 授業方法の改善・工夫

① 引き続き、医療現場の新しい知見や実践的内容が学習できるよう、専門性の高い臨床実践家による特別講義や演習指導を実施する。

② 24年度カリキュラムの共通教育科目、専門基礎科目及び専門科目において、可能な限り両学科合同による授業を開講しており、これらを継続して実施・評価するとともに、必要に応じて改善を検討する。

③ 引き続き、これまでに計画実施した少人数教育の成果を検証し、ゼミ形式の少人数授業、少人数のグループ演習・実習を積極的に行い、各学年で少人数教育を充実させる。

④ これまでに開発した教材・器材についての成果を検証し、更に改善を加えるとともに、新たな教材開発を行う。

また、導入を予定している「e-learning」で使える既存の教材の内容、使い方等の情報収集を行う。

⑤ 24年度新カリキュラムの完成年次（4年目）を迎えて、改正の趣旨や目標に沿った教育が実施できているかを評価し、さらに効果的に授業が展開できるための方策を検討する。

⑥ 引き続き、大学主催の臨地実習施設連絡協議会（年1回）及び実習科目ごとの実習打合せ会・反省会における協議内容を踏まえ、各実習施設の実習環境（他校との調整やハード面など）の改善、充実に向けて協議していく。

特に、実習指導体制を強化するための実習施設・大学間の連携・協働のあり方についての協議を強化する。

⑦ 引き続き、シラバスの記載方法の統一を図る等、内容が分かりやすい構成に努めるとともに、ホームページに掲載していることを学生に周知し活用の促進を図る。

(イ) 教員の教育能力の向上

① 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク(SPOD)」を活用して、「ティーチング・ポートフォリオ」などの、教育実践のリフレクション・学習指導方法等についてのFD研修を行うとともに、教員の参加を促進するために積極的な啓発活動を行う。

② 参加型学習に関するSPODプログラムへの積極的な参加を促し、教育内容の改善

を図る。

- ③ 学内における新任教員研修を4月中に開催するとともに、新規採用された教員を対象としたSPODプログラムの「授業デザインワークショップ」などのプログラムへの参加を推奨する。

看護学科においては、新任教員のFDとして、看護教員用に開発された「FDマザーマップ」導入の適否を検討する。

- ④ 授業の質的向上を図るため、教員相互評価のための授業公開制度を引き続き実施するほか、学生の「授業評価アンケート」による授業評価の集計結果を速やかに教員に返却して活用を促すとともに、アンケートの実施率を上げるために教員の意識啓発を行う。

また、各教員の意見をもとに、アンケートの段階的な改善を実施する。

- ⑤ FD/SD研修を計画的に実施するとともに、さらなる改善を目指して実施後の評価を行い、研修に対する評価を行うとともに、研修のニーズを把握し研修計画に反映させる。

(4) 教育成績評価システムの確立

- ① 引き続き、SPODが開催する「授業評価方法」「学習評価」などに関するプログラムへの積極的な参加を促進し、評価方法の改善充実を図る。

- ② 引き続き、「看護技術の卒業時到達目標調査表」をもとに実習科目ごとに学生の目標達成状況を把握し、個別的かつ段階的指導につなげる。

「学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標調査表」については卒業時に調査を実施し、クラス全体の達成度を把握し教育評価につなげる。

ルーブリック評価については先行実施科目において、ある程度有効性が確認されてきたので、引き続き活用する。

- ③ 新年度ガイダンスや各授業の初回において、成績評価方法についてシラバスに明記していることを繰り返し説明し、学生へ一層の浸透を図る。

- ④ 平成26年度から「成績評価結果に対する学生の疑義に関する取扱要領」を定めて運用しており、継続して実施するとともに、ガイダンス等で制度の周知を図る。

- ⑤ 学業成績、サークル活動、社会活動を対象とした学生の表彰を積極的に行っていく。表彰対象や基準については引き続き必要に応じて見直しを行うとともに、表彰制度の学生への周知にも積極的に取り組む。

また、授業料減免制度についても、必要に応じて見直しの検討を行う。

(5) 教育・学習環境の整備・充実

- ① 教員及び司書が専門図書の全体バランスを考慮して選書を行い、より一層の充実を図る。利用者、特に学生の要望を取り入れた選書を行うために、引き続きブ

ックハンティングや学生による選書など、学生が図書館と積極的に関わる機会を設定し、参加を促す。

発刊後年数を経た図書に関して見直しを行い、新版図書との差し替えを行う。

- ② 昨年度から導入した平日の図書館利用時間延長、土曜日開館について、利用状況などの実績を踏まえ、より有意義な開館形態・運用に関して検討を行い、弾力的運用や改善に努める。
- ③ 昨年同様、学生対象に学年進行に応じて学術情報取得のためのシステム利用方法を効果的に周知し、学生の自主学習および卒業研究への活用を推進する。
新たに購入した電子ジャーナルの積極的利用を促し、研究推進に役立てる。
- ④ 講義室や演習室等学内の施設・設備について、引き続き改修や修繕の必要性を調査し、計画的な整備に努める。

(6) 学生の受け入れ

- ① 定員増を実施して3年目を迎え、3学年が100名定員となるため、引き続き、増員に伴って教育に支障が生じないように適切な教務運営を行う。
- ② 大学院のアドミッション・ポリシーの点検・見直しと、各専攻のアドミッション・ポリシーの作成を行う。
- ③ 25年度入試で定員増、推薦入試における志願条件等の変更が行ったが、引き続き志願者数の動向や入学後の状況について分析し、選抜方法の検討を行う。
- ④ 27年度入試からの高校のカリキュラム変更に伴う入試への影響などを、入試結果、高校訪問等から把握し、適切に対応する。
- ⑤ 学校訪問・進学相談会等を通じて、受験生や進路指導担当教諭の求めている情報の提供を行うとともに、オープンキャンパス参加者のアンケート結果を踏まえて開催時期や回数の検討を行い、効果的なオープンキャンパスを開催する。
また、大学院生の安定した確保に向けて、病院訪問や新規パンフレットの作成、ホームページの充実等、広報活動をより一層強化する。
- ⑥ 高校生を対象とする出張講義、進学説明会、高校内ガイダンス等に積極的に参加し、医療系分野への関心を高めるとともに本学の教育内容を紹介して本学の特色を浸透させる。
また、積極的に県内高校訪問を行い、進路指導担当教員を対象に本学の教育目標や特色、学生生活状況などを説明し、本学の求める学生像の浸透を図る。

2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学習支援

- ① 共通ガイダンス及び学科・学年別ガイダンスの履修指導において、指導内容の

充実を図るとともに、引き続き、保護者へ成績の提供を行い、大学と保護者が連携して適切な履修指導を行う。

- ② 授業担当教員からクラス顧問への情報提供のさらなる強化を検討するとともに、学外カウンセラーや学内相談員とも連携し、履修上の問題を抱えた学生の状況に応じて適切な支援を行う。特別な支援が必要な場合には、プライバシーに配慮したうえで情報の共有を行い、各学科長、学生部長を加えた支援チームを編成して対応する。
- ③ 全教員のオフィスアワーの日時及び学習相談の申し込み方法等に関する情報を、引き続きホームページの学生専用ページに掲載し、ガイダンスや掲示等で周知を図るとともに、各教員からも種々の機会を通じて学習相談の積極的な活用を促す。
- ④ 引き続き、授業と調整しながら学生の自己学習スペースの確保に努め、利便性の向上を図る。

学生アンケート等による要望をもとに、自己学習をさらに充実させる体制や環境の整備について、可能なものから対応し、利便性の向上を図る。

【特記事項】

(平成 26 年度の大学院開設に伴う対応事項の一部を特記)

- ⑤ 大学院生に対する学習支援を積極的に行う。

(社会人に対する配慮)

大学院のアドミッションポリシーである「高度専門職業人として種々の実践の場でリーダーシップ・管理者・教育者として中心的な役割を果たす人材の育成」を実現するために、保健医療福祉現場で働く社会人が在職のまま受講できるよう配慮し、大学院設置基準第 14 条による教育方法（昼夜開講・休日開講）及び長期履修制度を活用する。

(学習支援体制)

入学後の早い時期に、院生の研究テーマ等を勘案して研究指導教員を決定し、履修計画の相談、履修科目の選択、計画的な履修について支援できるよう配慮するとともに、研究指導についても、院生の研究計画が円滑に推進できるよう複数教員による指導体制を整える。

(2) 生活支援

- ① 学生相談室を気軽に活用できるよう、利用方法等を学生の利便性に合わせて調整する。また、年度当初のガイダンスにおいて、学生相談及び相談予約方法の説明を行うとともに、ホームページ上でも案内を行う。学外カウンセラーによる講演等やメッセージの掲示にも取り組み、学生相談に関する情報を発信する。

学内相談員及びクラス顧問等と学外カウンセラーの連携を密にし、学生からの相談に対する情報共有や適切な対応を検討する。

- ② 定期健康診断など学生の健康に関わる情報について、クラス顧問や学内相談員が、学生のプライバシーに配慮しながら共有し、学校保健安全法等に基づいた保健指導を引き続き実施する。実習時感染防止マニュアルの情報の更新を適宜行い、学生の感染予防に努める。
- ③ 交通安全教室、犯罪防止教室、DVに関する講習会などに加えてネットセキュリティに関する講習会を開催する。特に、交通安全に関しては、バイク通学者のほか事故経験者の交通安全教室への参加をさらに徹底する。

ハラスメント対策では、被害を訴える方法及び対応について、引き続き学生に周知徹底するとともにアンケート等を通じて学生の状況把握に努める。

砥部町や町内のNPO・社会福祉協議会など関係団体および町民との交流の機会に、大学周辺の犯罪や事故発生状況、安全に関する情報交換を引き続き行い、学生指導に活用する。
- ④ 奨学金制度や各医療機関等が提供する奨学金に関する情報を積極的に入手し、ガイダンス等で案内を行うほか、学生が必要時に情報収集できるようホームページの学生専用ページや学生ホール掲示板に掲載する。
- ⑤ 自治会執行部やサークルの代表者とともに、学生の自主的な課外活動の活性化に向けての意見交換を行い、新たなサークルの発足などにも適切な助言を行う。

また、引き続き優れた活動に対しては表彰を実施する。

施設利用については、土曜日の利用に関する要望調査等を積極的に行い、対応を検討する。

(3) 就職・進学支援

- ① 地域交流センター・学生委員会・同窓会が共同し、在校生と卒業生・同窓会との集い（ホームカミングデイ）を学内で開催し、職業意識の向上やキャリアデザインの設計を支援するとともに、情報交換などの交流を支援する。
- ② 3年生を対象にした就職セミナーにおいて、履歴書の書き方や就職先の選び方、面接時のマナーなどの就職に関わるスキルの向上に努めるとともに、医療機関等の職業説明の内容を充実させ、就職活動に必要な情報を提供する。

また、クラス顧問や学科長などによる就職・進学へのきめ細かな個別指導を継続的に実施する。
- ③ 県内医療機関等の求人情報を適宜提供するとともに、インターンシップや施設見学、就職説明会等の県内情報を学生ホールの求人関係の掲示やホームページの学生専用ページを活用して積極的に提供する。

また、県内医療機関等に対して、学生がより興味を引く企画や資料の作成・提供を促す。
- ④ 就職決定者の就職に関する情報をはじめ、就職・進学に関する全情報を学生ホ

ールに掲示し、学生が自由に閲覧できるようにするとともに、ホームページの学生専用ページに、就職・進学情報を提供する。

また、ホームカミングデイにおける卒業生・在校生の交流を通じて就職・進学に関する情報交換を促進する。

3 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究水準の向上

- ① 教育研究助成費の更なる増額を図り、研究プロジェクトの学内公募・選考を行い、教員の研究活動を支援する。
- ② 国際学会での発表に対し、引き続き学長裁量経費を活用して旅費など経費の一部を支援する。また、講座研究費の有効活用により、国際学会での発表や学術交流を積極的に行う。
- ③ 教員が研究成果を発表し、評価を受けられるよう学科セミナーを定期的で開催するとともに、教員業績評価の実施により教員の研究活動を把握・評価し、評価結果を教員にフィードバックすることにより、研究活動の改善向上を図る。
- ④ 教員の研究成果や最新の研究動向などの発表会を全教員を対象として定期的を開催し、研究水準の向上を図る。
また、各教員の協力の下、学会発表後のポスターを学内に掲示し、積極的に成果を交換する。
- ⑤ 平成26年度に大学院を開設した。(実施済み)
設置2年目を迎えて、設置目的や教育目標に沿った教育の定着を目指して教育内容の充実や運営に注力する。

(2) 研究活動の活性化

- ① 教育研究助成費を更に増額して学内公募・選考を行い、有望な学際的研究活動を支援する。
- ② 引き続き教員の業績評価を実施し、評価結果をフィードバックするほか、学内セミナーで研究成果を発表させるとともに、ホームページ等で研究内容を広く広報するなどにより、自己評価及び他者評価の機会を設ける。
- ③ 目的積立金等を活用して教員研究費を更に増額し、適正に配分するとともに、外部資金獲得のための研修会を引き続き実施する。
- ④ 教員の研究能力を向上させるため、学内業務の調整や教員研究費の活用を図り、教員の学会等への研修参加を支援する。
- ⑤ 研究活動の推進に必要な研究機器等について、引き続き計画的な整備を検討し充実を図る。
- ⑥ 科学研究費補助金の申請率、採択率を向上させるための研修会を開催すると

もに、その他の研究資金の獲得を奨励するための広報を積極的に実施する。

- ⑦ 地域交流センターを活動拠点として、「地域包括ケアシステム構築のための人材育成」に関する地域との共同活動をスタートさせる。初年度は、基盤づくりに力点を置き、モデル地域の関係機関・関係団体と協働して、組織づくり、地域ニーズの把握、e-learning システム構築及び研修プログラム作成等に着手する。
- ⑧ 愛媛大学総合科学研究支援センターの研究機器を利用し、共同研究を一層推進する。

共同研究促進のための研究サテライト設置については、第二期中期計画での検討事項とする。

(3) 社会への研究成果の還元

- ① 学内の教育研究助成費を更に増額し、社会貢献につながる研究活動を支援する。
- ② 教員の専門性に即して取り組んでいる民間機関との連携による研究活動を支援する。
- ③ 関係機関・団体のデータベースを毎年更新し、共同研究プロジェクト実施の可能性を探る。
- ④ 研究成果を広く発信するため、県内看護職対象の「看護実践研究セミナー」、高校生対象の「生体機能研究プログラム」、小中学生対象の「理科教室」など、地域のニーズに応じた各種公開講座、出張講義を実施し、その成果をマスメディアを通じて積極的に発信する。
また、高校訪問や進学説明会出席の際に、出張講義一覧や大学案内、広報誌「砥礪」等を配布し研究成果の広報に努める。
- ⑤ 公開講座のほか、ホームページ、大学案内、広報誌「砥礪」などの充実を図り、それらを活用して教員の研究活動状況や成果を発信する。また、紀要及び学術雑誌掲載論文を愛媛地区共同リポジトリに掲載し、研究成果を広く発信する。
- ⑥ 平成 22 年度において知的財産を保護するシステムを構築した。(実施済み)

4 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域交流の拠点づくり

- ① 地域交流センター会議、地域交流センター運営委員会を中心に事業の企画、運営体制の充実を図るとともに、全学的な協力体制を整え、事業を推進する。
- ② 各種の活動や研修会を通じて新たなニーズの発掘に努め、県内各地域で活動する行政、専門職能団体等とのネットワークを強化する。
- ③ 関係機関との連携を強化し、専門職のニーズに応じた技術講習や人材育成研修等を企画し、実施する。

(2) 県内保健医療職への貢献

- ① 地域交流センターの年間計画に基づき、学内及び拠点地域において保健医療福祉関係職種の研究を行うとともに、保健医療福祉関係機関からの要請に応じて、研修への講師派遣、相談支援等を積極的に行う。
- ② 行政機関・職能団体等の主催する研修会のプログラム作成に参画し、専門職能のレベルアップを支援する。
- ③ 引き続き、教育研究活動の成果や専門領域の最新情報について、地域交流センター活動報告書、ホームページなどで発信する。紀要を電子媒体での発行とし、利用者の利便性を図るとともに、学術雑誌掲載論文を機関リポジトリに掲載し、本学の研究内容を広く情報発信する。

(3) 地域住民への貢献

- ① - 1 ボランティア系サークル等に積極的にボランティア募集の情報提供を行うとともに、引き続きホームページを活用した学生ボランティアの登録システムを学生に周知する。併せて、システムの稼働状況を把握し、登録の促進を図る。
- ① - 2 リレーフォーライフ、子育てフェスタなど、ボランティア系の学生サークルを中心とした地域貢献活動の機会を活用して、学生と住民との交流が図れるよう支援する。
- ② 特別講演については、講演者・講演内容を精査し、地元自治体の広報ネットワークの活用に加え、関係機関への案内、ホームページ等により積極的に広報するとともに、卒業生等への広報活動を積極的に行い、地域住民や卒業生が関心を持って参加できるよう工夫する。
- ③ 地域交流センターの年間計画に基づき、保健医療専門職並びに住民を対象とした公開講座・出張講座を開催する。
- ④ 引き続き、地域住民の学習や健康づくりのため、学内施設の開放や備品等の貸出しに努める。

また、図書館については、平成25年1月から貸出しを一般県民にも拡大したことについて地域に広報を行うとともに、学生祭等の学校行事に合わせて開館し活動をPRする。さらに、現在本学教職員、学生に限定している平日夜間、土曜日の利用を地域住民にも可能な限り開放する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 理事長を中心とする機動的な運営体制の確立

- ① 各法人組織や教授会等との連携・協働体制を継続し、各々の意見や提言等を踏まえ、理事長（学長）が機動的で迅速な意思決定を行う。

- ② 運営調整会議で大学運営の方針を決定する体制を継続し、事務局長や学部長など各法人組織が主体的かつ機動的に業務執行を行う。
- ③ 各委員会において大学運営にかかわる所管事項を協議し、その協議内容を踏まえ、教職員が連携して運営を行う。
- ④ 教員及び事務職員が情報や課題を共有し、連携して、それぞれの専門性を活かした大学運営に取り組む。
- ⑤ 理事長（学長）のリーダーシップのもと、学科等の意見や要望を踏まえ、重点課題に弾力的に資源配分するなど、戦略的かつ機動的な大学運営に取り組む。

（2）地域に開かれた大学づくり

- ① 引き続き、学外有識者等から登用している理事や審議会委員からの意見等を大学運営に反映させる。
- ② 学生へのアンケートを引き続き実施し、要望や意見を大学運営の改善に生かすとともに、ホームページなどに法人、大学情報を公開して広く意見・提案を募る。
また、後援会総会や役員懇談会での保護者、同窓会総会での卒業生、さらには地域住民や地域保健医療機関から寄せられる意見を大学運営に反映する。
- ③ 引き続き、兼業・兼職規程等を柔軟に運用し、教員による地域貢献活動を積極的に支援する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）教育研究組織の見直し

教育研究の進展や社会ニーズに対応した適切で活発な教育研究活動を継続するため、講座、研究グループなど教員組織や研究体制、さらには各委員会の構成メンバーについて、必要に応じて見直しを行っていく。

（2）助産学専攻科の開設（再掲）

平成 24 年度に助産学専攻科を開設した。また、学部教育の中で行ってきた助産師教育は、26 年度をもって終了した。（実施済み）

3 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）弾力的な人事制度の構築

- ① 学部及び大学院の教員構成や担当分野などを考慮し、運営に必要な教員の確保を図るとともに、公募後 1 年を超えて採用者がいない場合に予め任期を定めて雇用する特定教員を配置する。
- ② 教員の採用に必要な分野・資格を明確に示し、教員選考委員会で公平性・客観性を保ちながら選考し、教育研究審議会に付議して採用を決定する。
- ③ 平成 27 年度採用の 1 名を含めた 3 名の法人プロパー職員に各種研修を受講さ

せるとともに、事務局内で業務指導を行い、法人経営や大学事務にかかる専門性の修得を支援する。

- ④ 平成 26 年度に採用した任期制・年俸制の特任教授を引き続き配置する。
教員の任期制や年俸制の導入については、他大学の状況を踏まえ、本学における具体化を引き続き検討する。
- ⑤ SPOD や学会等の外部機関が実施する研修への参加を促進するとともに、事務局職員の人事交流について公立大学中四国協議会等において引き続き意見交換を行う。
- ⑥ 兼業にかかる現行の規程や基準について、本学教育研究活動に支障が生じない範囲で、柔軟な運用を図る。

(2) 業績評価制度の構築

- ① 理事長を長とする教員業績評価委員会において、評価項目等の見直しを引き続き行いつつ、教員業績評価を適正に実施する。
- ② 法人プロパー職員の人事評価は、当分の間、愛媛県派遣職員の制度を活用して行い、中長期的に育成していく観点から、必要に応じて見直しを検討する。
- ③ 教員業績評価委員会において、評価項目や基準に従って、公平で客観的な教員業績評価を行う。
- ④ 教員全員にそれぞれ業績評価結果を通知するとともに、評価全体の分析結果をフィードバックし、教員活動の活性化を図る。また、評価結果を勤勉手当等の処遇に反映する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 事務処理の改善

学生定員の増加に伴う業務量増、時期が重複する次期中期計画策定や大学認証評価に対応するため、臨時職員を新たに配置するとともに、事務分担や事務処理方法を随時見直し、グループ内業務の更なる効率化・合理化に努める。

(2) 業務の外部委託等

専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続するとともに、学生定員の増加に伴う業務量増や図書館の土曜日開館に臨時職員の配置などで対応し、業務合理化と経費削減に努める。

(3) 事務組織の見直し

司書を含め 3 名となった法人プロパー事務職員に、法人経営や大学事務にかかる専門的な知識や技術を修得させ、より効率的で合理的な大学運営を図っていく。

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金等の獲得

- ① 教員に、外部の競争的研究資金等にかかる公募情報を適宜提供するとともに、申請手続きのための研修会を実施する。また、間接経費については、財務システムで管理し適正に執行する。
- ② 教員業績評価において、競争的外部資金や受託・共同研究資金などの学部資金の獲得状況を、引き続き評価項目とする。
- ③ 教員の研究内容を紹介する研究目録や広報誌「砥礪」を県内企業、試験研究機関や医療機関等に配付するとともに、ホームページで公開する。
また、ホームページでの本学教員のページの拡大を図り、教員の研究活動や研究内容について充実するとともに、PRに努め、新たな受託研究等の獲得を目指す。

(2) 収入源の拡充

- ① 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。
このほか、大学の地域貢献の役割も踏まえ、有料化対象施設の範囲拡大を検討する。
また、公開講座については、受益者負担の観点から、一部有料化を図る。
- ② 公立大学として適正な授業料等の設定を維持するとともに、納付指導を適切に行い、滞納（未収債権）の発生防止に努める。

2 経費の効率的、効果的な執行に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 教職員全員に、光熱水費など維持管理経費の実績を周知することにより、節電の啓発をはじめ、コスト意識を喚起する。
- ② 専門家への外部委託や臨時職員の雇用を継続するとともに、学生定員の増加に伴う業務量増や図書館の土曜日開館に臨時職員の配置などで対応し、経費削減に努める。
- ③ 複数年契約や競争入札等を継続実施するとともに、管理経費の削減方法について、引き続き検討する。
- ④ 予算の使途について、重点化及び緊急対応の観点から常に見直しを図り、優先順位を明確にしたうえで、効率的な執行に努める。

(2) 人件費の効率的、効果的な執行

特任教授、特定教員、有期雇用職員等の制度を効果的に活用し、総人件費の抑制に努める。

3 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 資産の管理体制の整備

- ① 財務会計システムを有効活用し、資産の状況を定期的に把握するなど、適正管理を行う。
- ② 学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収する。
このほか、大学の地域貢献の役割も踏まえ、有料化対象施設の範囲拡大を検討する。

(2) 資金の適正な運用管理

資金は、使途及び目的ごとに区分した管理口座で、適正に運用管理する。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するため にとるべき措置

1 自己点検・評価の実施に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 学長を長とする自己点検評価委員会が、委員会等の学内組織と連携して、年度計画の作成及び実施の状況並びに大学運営上の課題を着実に点検・評価し、その対応を図るとともに、次期中期計画の策定、次回の認証評価機関による大学評価に向け、全学を挙げて取り組んでいく。
- (2) 年度計画に対する業務実績報告書等は、法人情報としてホームページに引き続き公表するとともに、学内においても役員会や教授会において周知し、改善・改革を計画的かつ継続的に図っていく。

2 大学に関する情報の積極的な公開に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 入試結果などの情報公開請求に適切に対応する。
- (2) 法人や教育、教員の研究内容などをホームページや広報誌などにより広く公開する。
教育研究成果については、本学ホームページ等において広く興味を持てる内容となるよう検討し、より一層充実を図る。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の有効活用

施設設備は、法令に基づく保守点検や、専門的知識を持った日々雇用職員を加えた自主点検を行い適正な維持管理を行う。

また、学外者に大学施設を一時使用させる場合、規程に従い使用料を徴収するほか、引き続き有料化対象施設の範囲拡大を検討する。

(2) 施設設備の計画的整備

安全面に配慮した教育環境の充実のために、必要な施設設備の改修を計画的に行う。

また、昭和 63 年の短期大学設置から四半世紀を超え、施設の機能保持の基本となる大型設備の耐用年数も大きく経過していること等を踏まえ、本学施設設備全体の抜本的な改修計画の検討に着手する。

2 安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備

- ① 産業医、衛生管理者、衛生委員会など安全衛生管理のための組織を適切に稼働させるとともに、教職員のメンタルヘルス面での支援を充実させるために平成 26 年度に配置した嘱託医を引き続き有効に活用していく。
- ② 引き続き、警察や消防などの関係機関との連携により事故や犯罪の防止に努める。また、過年度より整備している災害時用物資について、適正な維持管理及び拡充に努める。
- ③ 学生・教職員の非常連絡体制の維持・管理を行うとともに、学生に対する交通安全講習会、防犯教室の開催や教職員も参加して防火訓練を実施する。また、関係機関と連携し、学生に対し、交通安全に関する情報や不審者情報などをメール等で迅速に提供する。
- ④ 本学規定等に基づき、引き続き、毒物及び劇物の確実な保管に努めるとともに、不要な毒物劇物などの危険物や危険廃棄物を着実に処分し、事故等の防止を図る。

(2) 情報管理体制の整備

学生に講義（必須）で情報セキュリティ教育を行うとともに、教職員には、電子情報持出し基準をはじめ情報セキュリティポリシーを周知徹底するほか、情報漏えいによる事件の情報を随時提供し、セキュリティ意識の更なる向上を図る。

3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

(1) 人権意識の向上

学生に対し、引き続き倫理関係の講義の中で人権意識の啓発を行うとともに、教職員に対しては、学生の人権とハラスメント防止に関する研修会を開催するなど、人権問題への意識の一層の向上を図る。

(2) 各種ハラスメント行為の防止等

教職員に対しハラスメント防止規程、ハラスメント調査委員会設置要領等を周

知徹底するとともに、ハラスメント防止研修会を開催し、ハラスメントに対する意識の向上を図る。

また、大学院生を含めた全学生に対し各種ハラスメントに関するアンケート調査を継続実施し、その結果を分析して全教職員に提示するとともに、改善点があれば、その対応策を全教職員で協議するなど万全の対応を図る。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	665
自己収入	304
入学金及び授業料等収入	264
雑収入	40
受託研究等収入	4
目的積立金取崩額	38
計	1,011
支出	
業務費	870
教育研究費	133
人件費	737
一般管理費	137
受託研究等経費	4
計	1,011

（注）人件費には、職員退職手当を含む。

2 収支計画（平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	1,024
経常費用	1,024
業務費	859
教育研究費	118
受託研究等経費	1
寄付金経費	3
役員人件費	41

教員人件費	574
職員人件費	122
一般管理費	137
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	28
臨時損失	0
収益の部	986
経常収益	986
運営費交付金	661
授業料収益	218
入学料収益	39
選考料収益	9
受託研究等収益	4
雑益	40
資産見返運営費交付金戻入	6
資産見返寄附金戻入	1
資産見返補助金戻入	8
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時収益	
純利益	△38
目的積立金取崩額	38
総利益	—

3 資金計画（平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1,011
業務活動による支出	993
投資活動による支出	4
財務活動による支出	14
次期中期目標期間への繰越	—
資金収入	1,011
業務活動による収入	1,011
運営費交付金による収入	665
授業料及び入学料等による収入	264
受託研究等による収入	4

その他の収入	78
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	—

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（平成27年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

また、昭和63年の短期大学設置から四半世紀を超え、耐用年数が大きく経過している大型設備をはじめ本学施設設備全体の抜本的な改修計画を検討するに当たり、これまでの積立金の大規模改修への有効活用を要望していく。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

（注）中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するため取るべき措置」に記載のとおり

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関

する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし